

# 環境担当者研修会第5回開催

■日時・場所 平成 24 年 11 月 13 日（火）13:30～16:20 ライズヴィル都賀山

平成 24 年 11 月 22 日（木）13:30～16:20 甲賀合同庁舎 4A・B 会議室

■主催：湖南・甲賀環境協会 滋賀県南部環境事務所 滋賀県甲賀環境事務所

■参加者：会参加者数：会員 92 名 会員外 33 名 行政 27 名 計 152 名

■参加費：無料（社会貢献として会員外の方にも参加費無料としております。）



## 1. 産業廃棄物の適正処理について

講師：滋賀県甲賀環境事務所

主幹 椛島 孝志氏

### (1) 廃棄物の定義

#### ① 廃掃法 2 条

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを 除く）

#### ② 平成 17 年「行政処分の指針（通達）」

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため に不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、 通常の取扱い形態、取引価値の有無、及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断す べきものであること。

### (2) 廃棄物に該当するか否かの判断

- ① 物の性状 : 利用用途の品質を満足しているか、安全無害か
- ② 排出の状況 : 製品、商品、原料として取り扱っているか
- ③ 通常の取扱い形態 : 世間で売り買いされているか
- ④ 取引価値の有無 : 販売又は購入しているか

- ⑤ 占有者の意思 : 利用、販売する意志が客観的に認められるか
- ⑥ 総合判断 : 「物の性状」と「取引価値の有無」のウェイトは高い

### (3) 廃棄物の区分

### (4) 廃棄物の処理

- ① 産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において処理しなければならない
  - ・ 排出事業者が自ら適正に処理する
  - ・ 自ら処理できない場合は、委託基準に従って処理を委託する
- ② 保管基準（産業廃棄物）
  - ・ 法第 12 条第 2 項、規則 8 条に規定
  - ・ 見やすい場所に掲示板が設置されていること
  - ・ 保管場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭の発散が無いように必要な措置を講ずること
- ③ 特別管理産業廃棄物の処理（運搬、処分）を自ら行う場合には種々の規制がある
  - ・ 運搬：令第 6 条第 1 項第 1 号、令第 6 条の 5 第 1 項第 1 号等
  - ・ 処分：令第 6 条第 1 項、令第 6 条第 2 項、令第 6 条の 5 第 1 項第 2 号令第 6 条の 5 第 2 項等
- ④ 産業廃棄物の処理の委託
  - ・ 産業廃棄物に関する情報を明確にする
  - ・ どのような処理をしてほしいかを示す

#### 【委託基準】

- a) 産業廃棄物の収集運搬処分業の許可等を有し、委託する産業廃棄物はその許可品目の中に含まれていること
- b) 法律で定められた内容の契約書を作成すること
  - ・ 契約は「排出事業者と収集運搬業者」「排出事業者と処分業者」それぞれに契約すること（二者契約）
- c) マニフェストを交付すること
- ⑤ マニフェスト
  - ・ 産業廃棄物の処理委託にはマニフェストの交付が必要
  - ・ マニフェストは送付期限、保存期間が定められている
  - ・ 電子マニフェスト制度もある

### (5) 事業者の報告義務

「産業廃棄物処理実績調査」「産業廃棄物管理票交付状況報告書」等々の報告義務がある

### (6) その他

- ① 特別管理産業廃棄物は管理責任者の設置が義務付けられている
- ② ヘキサメチレントラミンの適正処理についての規制が追加されている

## 2. PCB 廃棄物の適正処理について



講師 滋賀県南部環境事務所  
主任主事 山内 詞保子

### 1) PCB（ポリ塩化ビフェニール）とは

- ・油上で水の溶けにくく不燃性、熱分解しにくく、電気絶縁性に優れるなど科学的に安定な物質
- ・そのため電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒油、ノンカーボン紙等に使用
- ・しかし、人体に有害であることが判明し現在は製造・輸入ともに禁止

### (2) PCBの主たる用途

- ・高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器等

### (3) PCB特措法（平成 13 年 7 月施行）

- ・保管事業者、製造者、国、地方公共団体の義務を規定
- ・国はPCB処理に関する基本計画を策定（全国 5 か所に処理施設を整備）
- ・法施行後 15 年以内の処理を義務づけ（平成 28 年 7 月までに処分委託が必要）  
→見直し結果平成 39 年 3 月 31 日までに処分延長する改正が公布された（H24.12.12）。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16073>

### (4) PCB廃棄物保管事業者の責務

- 保管および処分状況の届出（毎年 6 月末までに県環境事務所へ）
- 期間内の処分（機関については上記）
- 管理責任者の設置
- 適正な保管（掲示板も必要）
- 移動・承継の報告

#### <移動の場合>

事前：移動計画書（任意） 事後：変更届け出書（義務）

#### <PCB廃棄物を承継する場合>

事後：承継届け出書（義務） 承継した日から 30 日以内

#### f) 譲渡及び譲り受けの制限

<原則> PCB 廃棄物を譲渡し、または譲り受けてはならない

### (5) PCB含有機器の判断

- ・製造年によりかなりの判定ができる
- ・微量PCB含有の可能性のあるものについて、最終判断は分析による

### (6) PCB廃棄物の処理

- 高濃度PCBを含む高圧トランス等は日本環境安全事業株式会社（JESCO）により全国5か所で地域ごとに実施 中（滋賀県内保管分は JESCO 大阪で処理）

- JESCO 大阪での PCB 処理

- a) JESCO 大阪の受入物

- 高圧トランス、高圧コンデンサ、PCB を含む油
- PCB 廃棄物の収集運搬に使用された金属容器等、其の保管容器

- b) JESCO 大阪で現在処理対象外のもの

- 微量 PCB 汚染物
- トランス・コンデンサの内、10kg 未満のもの
- 安定器等の小型のもの
- 感圧複写紙、ウエス、汚泥、ビニール、プラスチック等

(7)低濃度 PCB（微量 PCB）廃棄物の処理

- 国（環境省）の認定又は都道府県の許可を受けた施設で処理
- 現在 8 施設が認定又は許可を受けている
- 「微量 PCB 汚染廃電気機器等以外の PCB を含む低濃度の PCB 廃棄物」も処理認定の対象物

